○一関市移住支援補助金交付要綱

令和元年7月5日 告示第209号 改正 令和2年3月10日告示第52号 令和3年3月31日告示第112号 令和5年4月1日告示第166号 令和6年3月28日告示第69号

(目的)

- 第1 岩手県ふるさと振興総合戦略及び一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行ういわて暮らし応援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から市内に移住した者が、県又は市が実施する事業の活用等により就職又は起業をした場合に、予算の範囲内で一関市補助金交付規則(平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。)及びこの告示により補助金を交付する。
- 2 当該補助金の交付については、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領 (平成31年4月1日付け定雇48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通 知)、法令等の定めるところによるほか、この告示によるものとする。 (補助金の交付対象者)
- 第2 補助金の交付対象者は、市に転入した者で、第1号の要件を満たし、かつ、第2号 又は第3号の要件を満たすものとし、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件に ついても満たすものとする。
 - (1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当することとする。 ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。
 - (ア) 住所を変更した日の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年

法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学をしていた期間を当該期間に含めることができる。

- (イ) 住所を変更した日の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤をしていたこと (ただし、東京23区内に通勤していた期間にあっては、住民票を変更した日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者にあっては、通学をしていた期間を当該期間に含めることができる。)。
- イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
 - (ア) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。
 - (イ) 補助金の申請日から市内に5年以上継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
 - (ア) 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他岩手県知事又は市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。
 - ア 一般の就職に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) マッチングサイトに掲載している求人に応募し、就職したこと。
 - (ウ) 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を

務めている事業者への就職でないこと。

- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。
- (オ) 移住支援補助金の申請日から就職先に継続して5年以上勤務する意思を有 していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の就職(県の実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したものをいう。)に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する 意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から交付 対象者に資金提供されていないこと。
- エ 本事業における関係人口に関する要件として、次に掲げる事項のいずかに該当すること。
 - (ア) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者
 - (イ) 令和2年度以降にいちのせきファンクラブ事業の会員であった者
 - (ウ) 移住希望者相談等支援補助金の交付を受けたことがある者
 - (エ) 本市が主催するお試し移住、移住体験ツアー、オンラインいちのせき暮ら

しセミナーその他これに類する事業の参加経験を有する者

- (オ) 一関市空き家バンク事業実施要綱(平成25年一関市告示第38号)第2第3 号に規定する空き家バンクに情報を登録した空き家に移住した者
- (3) 起業に関する要件は、1年以内に地方創生推進交付金(移住・企業・就業タイプ)を活用して起業支援金の交付決定を受けていることとする。
- (4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内 であること。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会 的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3 補助金の額は、単身の申請の場合にあっては1人当たり60万円、世帯の申請の場合 にあっては1世帯当たり100万円とし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にお いては、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(提出書類)

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補助金の交付)

第5 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に補助金の交付 を行う。

(報告及び立入調査)

第6 岩手県知事及び市長は、いわて暮らし応援事業の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者及び就職先の事業所等に対し、いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第7 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、

補助金の全額又は半額の返還を請求できるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から3年未満に市内から転出した場合
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に市内から転出した場合 (補則)

第8 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、岩手県知事と市長が 協議して定める。

制定文 抄

令和元年7月5日から施行する。

改正文(令和2年3月10日告示第52号抄)

令和2年1月15日以後に一関市に転入した者について適用する。

改正文(令和3年3月31日告示第112号抄)

令和3年4月1日より施行する。

改正文(令和4年3月31日告示第150号抄)

令和5年4月1日より施行する。

改正文(令和5年4月1日告示第166号抄)

令和6年4月1日より施行する。

改正文(令和6年3月28日告示第69号抄)

別表(第4関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条	移住支援補助金交付申請書	第1号	別に定める。
の規定によ	1 移住元の住民票の除票の写し(世帯移住		
る書類	の場合は全員分)		
	2 東京23区で勤務していた企業等の就業証		
	明書又は開業届出済証明書及び個人事業の		
	納税証明書		
	3 就業証明書又は起業支援補助金の交付決	第2号	
	定通知書	又は	
		第3号	
	4 関係人口証明書(関係人口に関する要件	第4号	
	での申請の場合)	又は第	
		5号	
	5 その他市長が必要と認める書類		

一関市長 様

移住支援補助金交付申請書

一関市移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ				生年月] 🛭	
氏名			西曆	年	月	日
住所	Ŧ	電話番号				
メールアドレス						

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数(1の申請者は含まない)	人
	就業	専門人材	上記家族の人数のうち18歳 未満 [※] の者の人数	人
移住支援補助金 の種類	起業	テレワー カー	※中請日が属する年度の4月1日時点で18	歳未満
	関係人口		•	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) **1

3 行連権恥事項(図目)の欄にしていいて、	,,	7	
別紙1「移住支援金補助金の交付申請に関す る誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情 報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、本市に居住 し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・専門人材・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、 就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は <mark>取締役などの</mark> 経営を担う者との関係		A. 3親等以内の 親族に該当しない	B. 3親等以内の 親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 一関市への移住の意思について		A. 自己の <u>意</u> 思で ある	B. 所属からの命 令である
(関係人口の場合のみ記載) 一関市の関係人口要件の該当の有無について	関係人口 要件 ^{※2}	複業を実施している者 (イ) 令和2年度以降にいあった者。 (ケ) 移住希望者相談等 る者。 (エ) 本市が主催するおいちのせき暮らしせま 経験を有する者 (オ) 一関市空き家バン 第38号。以下「要綱」と	しかに該当すること。 美」の取組により、県内企業・団体と いちのせきファンクラブ事業の会員で 支援補助金の交付を受けた経験を有す 試し移住、移住体験ツアー、オンライ さナーその他これに類する事業の参加 ク事業実施要綱(平成25年一関市告示 という。)第2第3号に規定する空き した空き家(以下「空き家」とい
		A. 該当する	B. 該当しない

- ※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。
- ※2 各市町村の該当する関係人口要件に○をつけてください。

4	転出元の住所				
	A) ac	干			

5 (東京23区への通学者・通勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への通学・在勤履歴 ※直近10年間の通学・在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記人してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署							
住所	T						
勤務先へ行く頻度	j	周	•)	ij	• 年	回程度 / 行くことはない / その他()

空報 - 12 /世本日ガッ2 明土は日期)	
管理コード(岩手県及び一関市使用欄)	

一関市長様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

移住支援補助金の交付申請に関する誓約書

- 1 岩手県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
 - (2) 移住支援金の申請目から3年未満に市外の市区町村に転出した場合:全額
 - (3) 岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合:全額
- (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外の市区町村に転出した場合:半額 (就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
- 3 移住支援補助金申請に伴う個人情報の取り扱いについて、下記の事項に同意します。
 - (1) 岩手県及び市が、岩手県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岩手県及び市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること。
 - (2) 岩手県及び市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援 事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町 村に提供し、又は確認する場合があること。

様式第3号(別	表	関	係)
---------	---	---	----

一関市長様

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
(※就業の場合のみ) 勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	□ 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナ ル人材事業又は先導	目標達成後に離職することが前提ではない
的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	□ プロフェッショナル人材事業 □ 先導的人材マッチング事業

岩手県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

一関市長様

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

岩手県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び本市の求めに応じて、同岩手県及び本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

一関市長様

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

関係人口証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

関係人口に関する 要件に該当する事 業名など	
参加した事業や移住相談の期間	
対応した市職員な どの氏名(市職員 以外の場合は団体 名も記載)	
事業の内容など関 係人口に関する要 件に該当する理由 等	
備考 (その他特記事項)	